

どこから来て どこへ 行くのか 日本国

にっぽんこく

作画・西アズナブル

EPISODE 50 認知症になった親を子を守る方法とは？

「詐欺・怪しい勧誘…… 親の資産が危ない! ②」

登場人物
紹介!



ザイ編集部西山。40代男性でバツイチ。老後の生活が不安な小心者で、お金の話には細かい。



ザイ編集部加藤。20代女性で独身。マネー関連の知識はまだまだだが、ネットの噂話には詳しい。

*マンガ内の編集部員は架空の人物です



もし認知症だったとしても
こうした親を支える仕組みは
しっかりあるんでしょうか？

専門家である速水氏に
対策を取材したのだった…



認知症の
可能性も
あるしな…

どうしたら
いいか…

親の資産が狙われて
いることに気が付いた
同僚から相談を
持ち掛けられた西山

「成年後見制度」
です

せいねんこうけんせいど

司法書士・行政書士
速水陶冶さん

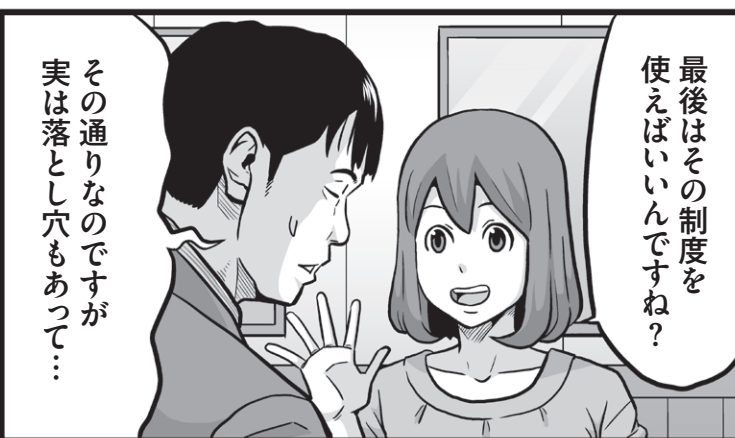
司法書士・行政書士はやみ
ず総合事務所代表。司法書
士として、成年後見や民事
信託などの分野で高齢者の財産管理
に携わる。近著「親が認知症になる
前に読む お金の本」(サンエイ新書)
では、狙われやすい高齢者の資産の
守り方を、多彩なケースに応じて詳
しく解説している。



親の認知症が進んで
資産管理や
身の回りの世話が
できなくなった時に
最後の砦となるのが



利用して
「こんなはずじゃ
なかった!」という人が
たくさんいるのです



その通りなのですが
実は落とし穴もあって…

最後はその制度を
使えばいいんですね？

「こんなはずじゃなかった!」って…
どういうこと
ですか?

成年後見制度は
認知症などで
判断能力が
衰えた人を

家庭裁判所の
監督の下で支える
仕組みです

残った判断能力の程度によって
支える人が「補助人」や
「保佐人」「後見人」となり

ポイント①

本人の判断能力の程度によって支援のレベルが変わる!

判断能力	不十分	著しく不十分	ない
症状の目安	通帳や印鑑の位置などを忘れて、お金を下ろせないことがある	物忘れが多くなり、重要な契約を自分ではできない	物忘れがひどくなり、家族の区別もつかなくなってきた
支援者の名称	補助人	保佐人	成年後見人
行えることの程度	本人が希望した事項について、判断の手助けをする	特定の事項の代理や判断の補助をする	本人に代わってあらゆる契約や資産管理を行う

「財産管理」や
「身上監護」を代理で行えます

「財産管理」とは

現金や預貯金不動産と
いった本人の資産の管理や

入院費の支払いなどの
費用の管理を行なうこと

「身上監護」とは

介護サービスの契約や
介護施設の入所契約など

本人の生活や
看護に関する
支援をすること

成年後見人の場合
資産管理や契約など
さまざまな行為を
代わりに行うことが
できます

不満が集まるのは
使い勝手の悪さに
理由があるのです

お金の管理や介護
施設への入所などで
悪徳業者からも守れて
いい制度のように
聞こえますが?

ご家族以外の
専門職後見人が
選出されました

申立時には
誰が後見人に
選出されるかは
わからないのです

そうですか…
ではキャンセル
したいのですが

申立てた後途中では
原則止められ
ません

ええええっ…

そして司法書士や弁護士が専門職後見人になり…

では通帳などは
わたしでも
管理いたします

事務所

生活費などは
毎月お渡ししますが
それ以外に必要な時に
その都度申請して
ください

そ…そんな…

うーん…
想像するだけで
面倒くさい

なぜここまで
厳しいのですか？

それは制度の主眼が
「本人の資産の
維持・保全」
にあるためです

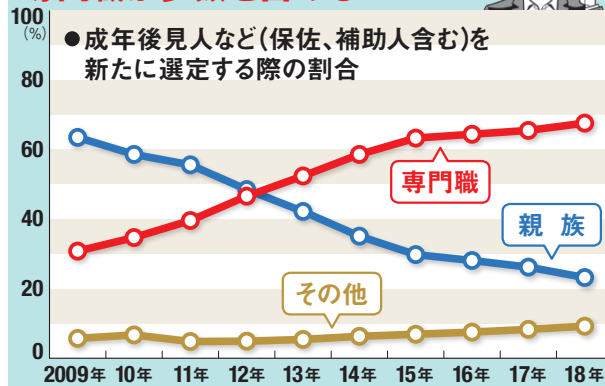


プロが就けば
当然お金が
かかりますよね…

現在は
専門職が後見人
なる例が全体の
6割超を占めています

ポイント②

専門職が多数を占める!



一時期
後見人となった家族が
お金を使ってしまっ
た事件が多発したことが
影響して



財産額が
5000万円超だと
月2.5〜3万円
かかります



後見人を監督する
成年後見監督人が
つく場合があります
月1〜2万円

また家族が
後見人になれた
としても



さらに
管理する財産額が
5000万円超なら
月6万円

専門職後見人の場合
月2万円の費用が
かかります

ポイント③

成年後見人を入れる時の落とし穴



- STEP 1 必要書類の準備
- STEP 2 成年後見の申立
- STEP 3 審理
(書類審査や面接、調査官による調査、親族への照会など)
- STEP 4 審判・成年後見人の選任
- STEP 5 後見人の仕事開始
- STEP 6 定期報告など

落とし穴

一度申立をしたら
中止は原則不可

落とし穴

家族ではなく、
専門職後見人や、
成年後見監督人が
選ばれる場合も

落とし穴

お金の使途の
制限や、専門職後見
人なら費用も発生

落とし穴

家庭裁判所への
年1回の定期報告や、
専門職とのやり取りなど

つまりこういういった
落とし穴があるので
言われるままに後見人
を入れる前にできること
をしておくことが大切です



10年生きたら
月2万円でも
240万円
6万円なら
720万円か…



具体的には何をしたらいいのでしょうか？

まずはお金の準備や介護施設との交渉ですね

介護施設の契約は子どもだけでできる場合も多いです

そのため余剰資金を子どもが持つようにしたり

健康なうちに親の口座の暗証番号を聞き生活費やいざという時のお金を用意できるようにしましょう

また成年後見の申立の際に「**後見制度支援信託**」の利用を希望して

自分が後見人になれる可能性を高めることも大切です

そんなことできるんですか？

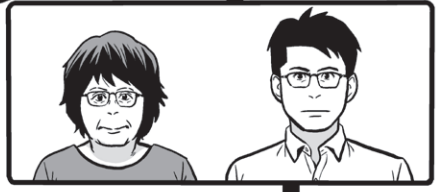
後見制度支援信託？

後見制度支援信託とは生活費・臨時出費に備えた金額だけ口座に残し

残りを信託銀行に預けて成年後見人が簡単に引き出せないようにするものです



銀行
信託契約
必要な金額



指示
報告
家庭裁判所

そうすることで親族の使い込みなどの不正が防止でき、後見人に指名しやすくなるわけですね

親の資産が500万円以上あれば

申立後の面談の際に利用するか聞かれる場合が多いです

手続きは一時的に専門職後見人が就任して行うため

20万円程度の費用はかかります

「家族信託」です



最近不動産を
持つ人の注目を
集めているのが



うーん成年後見
制度以外には何か
ありますか？

ポイント④

管理などを信頼できる家族に任せる！

●家族信託のイメージ

信託契約を事前に結ぶ

資産の管理・
運用・処分権限

利益の
分配・給付

本人(親)

家族

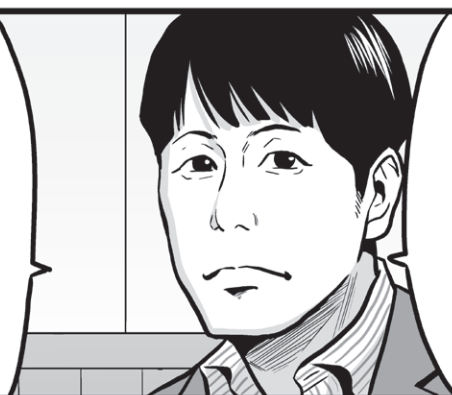
管理・運用・処分する
権限を家族に移す
仕組みです

家族信託とは
資産の実質的な所有権は
本人が持ったまま



成年後見制度は
「最後の」砦
なんですね

たとえ親が
認知症になっても
家を売って
介護施設の入所費用を
工面することも
できます



認知症になる前に
あらかじめ家族信託で
資産管理ができれば



やっぱり事前の
備えが大切という
ことか…

なるほど…

